

特許協力条約

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)

[PCT18条、PCT規則43、44]

出願人又は代理人の書類記号 19-013PCT	今後の手続 については、	様式PCT/ISA/220 及び下記5を参照すること。
国際出願番号 PCT/JP2019/046162	国際出願日(日.月.年) 26.11.2019	優先日(日.月.年) 30.11.2018
出願人(氏名又は名称) 株式会社テイエルブイ		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 5 ページである。

この国際調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この
国際出願の翻訳文(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

b. この国際調査報告は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した(PCT規則43.6の2(a))。

c. この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる(第I欄参照)。

2. 請求の範囲の一部の調査ができない(第II欄参照)。

3. 発明の単一性が欠如している(第III欄参照)。

4. 発明の名称は

出願人が提出したものを承認する。

次に示すように国際調査機関が作成した。

5. 要約は

出願人が提出したものを承認する。

第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項(PCT規則38.2)の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

6. 図面に関して

a. 要約とともに公表される図は、第 1 図とする。

出願人が示したとおりである。

出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b. 要約とともに公表される図はない。

第IV欄 要約（第1ページの5の続き）

排気弁（100）は、流入口（31）、流出口（32）及び弁室（27）が形成されたケーシング（1）と、弁室（27）に設けられ、弁室（27）と流出口（32）とを連通させる弁口（41）を有する弁座（4）と、弁室（27）に移動可能に配置され、流入口（31）からの気体の流入時には弁口（41）を開いた状態で弁口（41）からの気体の流出を許容する一方、流入口（31）からの液体の流入時には液体の浮力によって浮上して弁口（41）を閉じて弁口（41）からの液体の流出を阻止するフロート（5）と、弁室（27）において弁座（4）の周囲で発生する渦を低減する整流部（8）とを備えている。

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC）） F16K 24/04(2006.01)i; F16K 31/18(2006.01)i FI: F16K24/04 M; F16K31/18 C		
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC）） F16K21/00-24/06; F16K31/18-31/34 最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2020年 日本国実用新案登録公報 1996-2020年 日本国登録実用新案公報 1994-2020年		
国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2007-138988 A (株式会社ティエルプイ) 07.06.2007 (2007-06-07) 段落0003, 0008-0011; 図1	1-3
Y		4-7
X	日本国実用新案登録出願57-180714号(日本国実用新案登録出願公開59-85470号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(松下電工株式会社) 09.06.1984 (1984-06-09) 明細書の第2ページ第10-20行, 第3ページ第18行-第5ページ第4行; 図2-3	1-2
Y		4-7
Y	JP 2004-108411 A (株式会社ティエルプイ) 08.04.2004 (2004-04-08) 段落0004, 0007-0011; 図1	4-7
Y	日本国実用新案登録出願5-39870号(日本国実用新案登録出願公開7-2683号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM(畠山 忠) 13.01.1995 (1995-01-13) 段落0011-0013; 図1	5-7
Y	日本国実用新案登録出願59-80044号(日本国実用新案登録出願公開60-191774号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(石川島播磨重工業株式会社) 19.12.1985 (1985-12-19) 明細書の第4ページ第4行-第5ページ第5行; 図1	5-7
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input checked="" type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー “A” 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの “E” 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの “L” 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す） “O” 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 “P” 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献	“T” 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と抵触するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの “X” 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの “Y” 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの “&” 同一パテントファミリー文献	
国際調査を完了した日 05.02.2020	国際調査報告の発送日 18.02.2020	
名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	権限のある職員（特許庁審査官） 角田 貴章 30 3622 電話番号 03-3581-1101 内線 3358	

C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリ*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	日本国実用新案登録出願3-7658号(日本国実用新案登録出願公開6-8793号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM (日本ドライケミカル株式会社) 04.02.1994 (1994-02-04) 段落0006-0009; 図1	6-7
Y	JP 59-201983 A (三菱重工業株式会社) 15.11.1984 (1984 - 11 - 15) 第1ページ左下欄第14行-第1ページ右下欄第2行, 第1ページ右下欄第19行-第2 ページ左下欄第6行, 第2ページ右下欄第10-15行; 図	6-7
A	JP 7-139655 A (前澤工業株式会社) 30.05.1995 (1995 - 05 - 30)	4
A	JP 56-109971 A (山崎 定芳) 31.08.1981 (1981 - 08 - 31)	4

国際調査報告
 パテントファミリーに関する情報

国際出願番号
 PCT/JP2019/046162

引用文献	公表日	パテントファミリー文献	公表日
JP 2007-138988 A	07.06.2007	(ファミリーなし)	
JP 59-85470 U1	09.06.1984	(ファミリーなし)	
JP 2004-108411 A	08.04.2004	(ファミリーなし)	
JP 7-2683 U1	13.01.1995	(ファミリーなし)	
JP 60-191774 U1	19.12.1985	(ファミリーなし)	
JP 6-8793 U1	04.02.1994	(ファミリーなし)	
JP 59-201983 A	15.11.1984	(ファミリーなし)	
JP 7-139655 A	30.05.1995	(ファミリーなし)	
JP 56-109971 A	31.08.1981	(ファミリーなし)	